秘密保持契約書

●●●●（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲と乙の間において開示される秘密情報について、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

甲及び乙は、●●●●●を円滑に検討するにあたり、相互に必要と認められる範囲で、相手方に対し、秘密情報を開示する。

第２条（秘密情報の定義）

１　本契約において秘密情報とは、書面、口頭その他方法を問わず、被開示者に開示された、開示者の営業上、技術上その他業務上の一切の情報をいう。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に該当しない。

⑴　相手方から開示される以前に公知であったもの

⑵　相手方から開示された後に、自らの責めによらず、公知となったもの

⑶　相手方から開示される以前から自ら保有していたもの

⑷　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの

⑸　相手方から開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの

第３条（目的外使用の禁止）

甲及び乙は、相手方から提供された秘密情報を第１条で規定する目的以外に使用してはならない。

第４条（秘密保持義務）

１　甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を厳重に保管及び管理するものとする。

２　甲及び乙は、事前に相手方から書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示又は漏洩しない。ただし、裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務付けられる場合はこの限りでない。

３　甲及び乙は、前項ただし書に基づき、秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方に通知するものとする。

第５条（複製）

甲及び乙は、事前に相手方から書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を複製しない。

第６条（開示の範囲）

甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を、自己の役員又は従業員に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。なお、この場合、甲及び乙は、当該役員又は従業員に対して本契約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該役員又は従業員の行為について全責任を負う。

第７条（秘密情報の帰属）

甲又は乙から相手方へ開示された全ての秘密情報は、各開示者に帰属するものとし、相手方に対する秘密情報の開示により、特許権、商標権、著作権その他のいかなる知的財産権も譲渡されるものではなく、また、使用許諾その他いかなる権限も与えられるものではない。

第８条（秘密情報の返還）

甲及び乙は、本契約が終了したときは、秘密情報（複製された場合はその複製物も含む。）を、開示者の指示に従い返還又は破棄するものとする。

第９条（損害賠償義務）

甲及び乙は、本契約に違反して、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、損害の賠償をしなければならない。

第10条（期間）

本契約は、本契約書の締結の日から1年間有効とする。但し、本契約第4条、第9条、本条及び第11条の効力は本契約終了から3年間有効に存続するものとする。

第11条（合意管轄）

本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、その解決に当たるものとする。

以上のとおり契約が成立したので、その成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙署名捺印の上、各１通ずつ保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

住　所：東京都●●●

株式会社●●●

代表取締役　　　　　　㊞

乙

住　所：東京都●●●

株式会社●●●

代表取締役　　　　　　㊞